

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年11月7日（平成28年（行個）諮問第163号）

答申日：平成29年1月25日（平成28年度（行個）答申第166号）

事件名：本人に係る特定日に開催された土地鑑定委員会会議当日の事務局説明資料（読み上げ原稿）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日開催の土地鑑定委員会会議当日の事務局説明原稿（読み上げ原稿）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月3日付け国総情政第124号の2により国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人からは、諮問庁の閲覧を不可とする旨を明示した意見書1及び意見書2が提出されている。

(1) 事務局は「読み上げ原稿」は作成していないと説明している。

審査請求人は公務員を40年間経験したが、「読み上げ原稿」作成せずで、土地鑑定委員会事務局が会議に臨むこと自体不自然である。公文書隠しと疑っている。

(2) 国会人事の先生方に、短時間で遺漏のないようにご説明することが、事務局の責務と思う。国家権力による処分案件である。

(3) 「読み上げ原稿」は必ず作成している。情報隠しは止めて欲しい。

(4) 土地鑑定委員会事務局は、措置要求者が提出した「鑑定書」に変えて、処分対象者に「鑑定書（改ざん）」の提出を指示、受領した「鑑定書（改ざん）」を基に委員に説明した。

(5) 措置要求者の提出した証拠を隠した資料を作成し委員に配付、説明した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「特定日開催の土地鑑定委員会会議当日の事務局説明原稿（読み上げ原稿）」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件文書を作成しておらず不存在として、本件対象保有個人情報の不開示決定（原処分）を行った。
- (3) 本件審査請求は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね上記第2の2のとおりである。

3 土地鑑定委員会について

土地鑑定委員会は、地価公示法（昭和44年法律第49号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「鑑定法」という。）に基づく権限を行い、具体には、地価公示の実施（地価公示法2条～7条）、不動産鑑定士試験の実施（鑑定法12条）及び国土交通大臣が、不動産鑑定士の不当な鑑定評価等に対する懲戒処分をしようとする際の意見具申（鑑定法43条4項）を行う。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件文書について、作成されているはずであると主張していることから、以下、本件文書の保有の有無について検討する。

- (1) 本件審査請求を受け、諮問庁として担当部署に、本件文書について、法令等の規定に基づき作成する必要があるのか確認させたところ、法令等の規定に基づき作成する必要はなく、本件文書について作成していないことを理由に不存在としている説明に特段不自然・不合理な点はないものと認められる。
- (2) また、本件文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件文書の存在は確認できなかった。
- (3) 以上のことから、処分庁は本件文書を保有しているとは認められず、本件文書を不存在とした原処分は妥当であると考ええる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、本件文書の不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同月14日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑤ 同月19日 審議
- ⑥ 平成29年1月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定日開催の土地鑑定委員会会議当日の事務局説明原稿（読み上げ原稿）」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 土地鑑定委員会は、地価公示法及び鑑定法に定めるところにより、国土交通省に置かれる国家行政組織法8条に定める審議会等の組織である。

イ また、土地鑑定委員会の庶務は、地価公示法施行令2条6項において、国土交通省土地・建設産業局地価調査課において処理すると規定されており、同課が土地鑑定委員会事務局の役割を担っている。

ウ 土地鑑定委員会が行う具体的な事項は、①一般の土地の取引価格に対して指標を与えること等をもって適正な地価の形成に寄与することを目的とする「地価公示」（地価公示法2条～7条）、②不動産鑑定評価に関する高度で専門的な知識が必要な「不動産鑑定士試験の実施」（鑑定法12条）及び③国土交通大臣が不当な鑑定評価等に対する懲戒処分をしようとする際の「意見具申」（鑑定法43条4項）という、いずれも独立性をもった専門的な行政機関の客観的な意見、判断及び決定が必要な内容となっている。

エ 事務局は、土地鑑定委員会の議事事項について、資料を配付し、説明を行う。この際、説明者は資料を作成し、その内容を十分に理解していることから、別途読み上げ原稿を必要としていない。また、関係法令等に読み上げ原稿の作成を義務づけた規定は存在しない。

オ なお、事務局は説明を行う上で、資料を入念に作成しており、土地

鑑定委員会委員が客観的な意見，判断及び決定を行う上で必要な情報は全て盛り込んでいることから，説明のために別途読み上げ原稿を作成する必要はない。

カ 以上のとおり，読み上げ原稿（本件文書）を作成しないことについては特段不自然・不合理な点はなく，また，理由説明書記載のとおり，諮問に際して行った探索においても，その存在は確認されなかったものである。したがって，国土交通省においては本件文書を保有しておらず，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当と考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，国土交通省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，国土交通省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋